



藤井社会保険労務士事務所 事務所だより

2012年4月(第1号)

桜の花の美しい季節となりました。新年度を迎え、気持ちも新たにお仕事に取り組みられている方も多いのではないのでしょうか。今月から当事務所より「事務所だより」をお届けすることにしました。日常の業務にお役立ていただければ幸いです。掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問い合わせください。

この号の内容

- 1 改正育児・介護休業法が全面施行されます
- 2 雇入れ時の健康診断をお忘れなく
- 3 「児童手当」が復活！
- 4 当事務所から

改正育児・介護休業法が全面施行されます

平成 21 年に育児・介護休業法が改正された際、従業員 100 人以下の会社について以下の制度の適用が猶予されていました。本年 7 月 1 日からはその猶予措置が終了となり全面施行となります。新たに対象となる会社では、あらかじめ制度を導入した上で、就業規則などに記載し、周知することが必要です。ポイントを理解し、早めに対応しましょう。

■短時間勤務制度

- ① 3 歳未満の子を養育する従業員が利用できる短時間勤務制度。
(運用だけでなく、就業規則に規定するなど制度化する必要あり)
- ② 短時間勤務制度では、1 日の所定労働時間を原則として 6 時間とします。

■所定外労働の制限（残業の免除）

3 歳未満の子を養育する従業員が申し出た場合には、会社は所定労働時間を超えて労働させてはいけません。

■介護休暇

「要介護状態」にある家族の介護や世話をを行う従業員は、会社に申し出ることにより、介護する家族が 1 人ならば年に 5 日、2 人以上ならば年に 10 日まで、1 日単位で休暇をとることができます。

* 「要介護状態」とはケガや病気または心身の障害により 2 週間以上常時介護を必要とする状態をいいます。

雇入れ時の健康診断をお忘れなく

4月は新しく従業員を採用することが多い時期です。フルタイムの従業員を雇った時だけでなく、パートタイマーや契約社員を雇った時でも次の①と②の両方に該当すれば、会社は雇入れ時に健康診断を受診させる必要があります。

- ① 契約期間の定めがない者や契約期間が1年以上である者、契約の更新により1年以上使用されることが予定されている者、すでに1年以上引き続き使用されている者
- ② 1週間の労働時間数が、その会社の通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3以上であること

会社に義務付けられている定期健康診断（1年以内ごとに1回）だけでなく、雇入れ時の健康診断も忘れずに実施するようにしましょう。

“パートタイマーや
契約社員も必要です”



「児童手当」が復活！

民主党が2010年4月から導入した「子ども手当」が衣替えることになりました。2012年4月から名称を自公政権時代の「児童手当」に戻し、今年6月以降の支給分から所得制限を導入するのが大きな変更点です。所得制限の基準額は扶養家族の人数に応じて上がる仕組みとなっており、例えば夫と専業主婦の妻、子供2人の世帯では年収960万円が基準額となります。また、共働き世帯の場合、世帯の合計年収ではなく、家族のなかで所得が高い人の年収額で判断します。所得制限にかかる世帯でも当分の間の措置として、子供1人あたり月額5,000円が支給されることになりました。所得制限にかからない世帯の支給額はこれまでと変更ありません。



当事務所から



事務所日より第1号はいかがでしたでしょうか。これからも業務に役立つちょっとした情報をお届けします。
桜前線が北上していますね。先週まで当事務所から見える青山墓地の桜が満開で、墓地とはいえ連日たくさんのお花見客で賑わっておいりました。春の訪れを実感できるひとときですね。

藤井社会保険労務士事務所

〒107-0062 東京都港区南青山 2-22-14 フォンテ青山 606号
(社会保険労務士法人アシスト 21内)
電話 03-3478-0290 FAX 03-6804-2958
Email mayfujii@spa.nifty.com

社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー
藤井真由美